

ニセコ町まちづくり基本条例の解説

1 ニセコ町概要

ニセコ町は東経140度48分、北緯42度52分。道央の西部、後志管内のほぼ中央に位置し、東に国立公園羊蹄山(1,898m)、北に国定公園ニセコアンヌプリ(1,309m)の山岳に囲まれており波状傾斜の多い丘陵盆地を形成し、中央に尻別川が流れ、これに昆布川、ニセコアンベツ川、真狩川などの中小河川が流入しています。このため、内陸的気候を呈し、平均気温は摂氏6.3度で、冬期の最深積雪は、200cmにも達することがあります。人口は約4,500人、農産物の流通拠点として栄え、現在は、農業と観光の町、またスキーのメッカとして多くの人々に知られています。

2 条例制定の経緯

逢坂ニセコ町長(当時)は、制定の経緯について次のように語っています。

○ 情報公開、情報の共有や住民参加などを含め、役場と町民とが一体となったまちづくりを進める上で、ニセコ町のまちづくりの理念をはっきりと謳った条例をつくろうということが、条例制定の趣旨である。地方分権改革が進められたから、その時流に乗って基本条例を制定しようということになったわけではない。

○ これまでの戦後日本の民主主義は、官吏や議員が行政を一手に担い、住民は観客としての立場でしかなかったケースが多い。しかし、現在のように、ある程度社会のインフラが充実し、住民の価値が多様化し、財政状況の制約がなされると、住民自らがまちづくりの主体とならなければ、役場などだけでは政策決定できない時代になってきている。

○ そこで、情報共有を進め、共通の情報ベースの上で住民参加を図り、まちづくりを進めてきた。ある一定の効果はあったと思うが、これまでやってきたことを仕組みとして定め、ニセコ町のまちづくりの理念をはっきり謳おうではないかということで、条例として制定したものである。

○ 特に留意したことは、時代が変わったり、また町長が替わったりして、まちづくの手法が変わったとしても、まちづくりに係る制度や仕組みを、町民の権利として安定して保障するということである。

(北海道町村会発行『フロンティア180』2001年春季号No.37「基本条例時代に向かう地方自治」から抜粋)

3 条例の概要

本条例の概要は、次のとおりです。

○ まちづくりの基本原則として、町民がまちづくりに関する情報を共有すること、また、町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において町民の参加を保障することとしている。

○ 情報の共有においては、町民が必要な情報の提供を受ける権利を有すること、また、町は、その仕事の過程において、町民の参加を保障することについて明記した。

○ まちづくりの協働過程において、町の側において、誰が政策を立案したか、どういう住民参加の手続を踏んだか、総合計画上の根拠はあるか、ほかの自治体と比較してどうかなどについて情報提供に努めることとしている。これらのことを、仕事を進める上で必ず押さえなければならない事項として捉え、説明責任を果たせるよう規定した。

- 町民投票制度を設けることの根拠規定を置き、具体的な事項は、事案に応じて別に条例で定めることとした。
- 他の条例等との関係については、「この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。」と定め、「最高法規性」を担保した。

4 解説

- 町民をまちづくりの主体として明確に位置付け、住民参画を基本理念として、これを具体化するための種々の手続等を定めているところに最大の特徴が見られます。ニセコ町では、これまでの住民参加の実績があつてこの条例を制定することができたものと思われませんが、条例の制定によって住民参加の気運がさらに盛り上がり、まちづくりが進められることが期待されています。
- また、この条例は、町がこれまで実施してきた町民との対話や情報公開制度などを取り込み、これらの個別施策に根拠付けをしています。さらには、教育、環境、福祉及び産業などの分野ごとの基本条例の制定を展望しています。この条例のもとに分野別条例が制定されることで、「縦割り」でバラバラになりがちな個別施策が総合化、体系化されていくことが期待され、まちづくり基本条例を制定したことの最大の意義はここにあるのだと考えられます。
- 条例は、この条例自体の4年ごとの見直しを規定しています。たいへん厳しい課題を町当局に課したわけですが、見直しの積み重ねの中で、町民も、町職員も成長を遂げていくのではないかと注目されるところです。